

愛媛県環境保全型農業推進会議の会議録

- 1 会議の名称 愛媛県環境保全型農業推進会議
- 2 開催日時 令和8年1月30日（金）13時30分から15時30分
- 3 開催場所 愛媛県林業会館3F 大ホール
- 4 出席者
 - (1) 委員 6名
 - (2) 事務局 6名（農産園芸課 主幹、環境農業係長、担当係長、技師）
 - (3) 傍聴者 なし
 - (4) 報道 なし

5 議 題

- (1) 環境保全型農業の取組状況等について
 - ①環境保全型農業及び有機農業の取組状況について
 - ②環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について
 - ③「愛媛県みどりの食料システム基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の見直しについて
 - ④愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議
- (2) その他

5 内 容

環境保全型農業及び有機農業の取組状況（資料2）、環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（資料3）、「愛媛県みどりの食料システム基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の見直しについて（資料4）、愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議（資料5）について、事務局から説明を行った。

〈質問・意見等〉

- (1) 環境保全型農業の取組状況等について
 - 環境保全型農業及び有機農業の取組状況について（資料2）
 - ・有機 JAS 認証と特別栽培農産物等認証（以下、エコえひめ）のフローと費用は。
⇒（事務局）有機 JAS 認証は、認証機関による書類及びほ場の現地審査を経て認証される。審査費用が必要で、金額は機関によって変動する。エコえひめは、審査会において申請書の内容を確認し、審査員の承認を経て認証される。費用はなし。
 - ・どちらも現物を見て認証しているわけではないのか。
⇒（事務局）有機 JAS では、ほ場の栽培環境が適切かどうかを確認している。エコえひめでは、県 GAP 認証のみ現地確認を実施しているが、すべての区分において出荷前の残留農薬分析を行っている。
 - ・エコえひめと有機、オーガニックの違いは。
⇒（事務局）エコえひめは県の栽培基準から化学肥料と農薬の使用量を減らして栽培された農産物を認証するもの。有機栽培は化学農薬、化学肥料を使わないことを指す。有機 JAS を取得している場合には、有機農産物やオーガニックの表示ができる。

- ・自然栽培とは違うのか。
- ⇒自然栽培は、一般的に生物由来のものを含めた一切の農薬、肥料を使わない農法を指す場合が多い。
- ・化学肥料と化学農薬の使用量について、基準が H12 年なのはなぜか。また、かなり使用量が減少しているが、その理由は。
- ⇒（事務局）H13 年から環境保全型農業推進会議が始まったため、その前年の H12 年実績から集計している。使用量について、化学肥料は価格高騰により有機肥料の使用が増えたことや減肥などで減少したと考える。農薬は粉剤など重量のある農薬の使用や登録農薬の減少、減農薬に伴い減少したと考える。
- ・エコえひめ農産物や有機農産物の市場流通はどのくらいあるか。あまり見かけないが、スーパー等でも販売されているか。
- ⇒エコえひめの制度開始当初は市場での扱いもあったが、今はほぼない。認証農産物は直接スーパー等と取引していると思われ、ほとんど市場を通して流通していないのでは。
- （事務局）有機農産物については、県内外の有機農産物取扱専門業者への出荷が多い。エコえひめ農産物については、スーパーや直販での販売が多く、市場向けは少ない。市内スーパーでの取り扱いはある。
- ・県試験研究機関での試験について、どのくらい現場に反映されているのか。
- ⇒（事務局）研究途中のため、現場での普及はこれからの段階。

○環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について（資料 3）

- ・この交付金は有機 JAS 認証を取得していないと申請できないのか。
- ⇒（事務局）有機 JAS の認証取得は不要。

○「愛媛県みどりの食料システム基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の見直しについて（資料 4）

- ・みどりの食料システム基本計画に県環境保全型農業推進基本方針を統合し、県トータルサポートチームにおいて、エコえひめ及び有機農業を一体的に推進する。
- ・有機農業推進計画については、目標年度（R12）の取組面積等の重点目標を見直し、施策の展開方向に技術講習会の開催や販路開拓、食農教育等による消費者への理解増進、県みどりトータルサポートチームを中心とした支援などを追加した。
- ・消費者としての取組については計画にないのか。いち消費者として何かできることはないかと思う。
- ⇒（事務局）消費者側の取組は計画にはないが、まずは消費者に関心をもってもらうことに重点をおいており、理解増進を図ることとしている。
 - ・消費者との取組として、CSA（地域支援型農業）は愛媛県ではまだ取り組まれていないと思うので、検討してはどうか。
 - ・みどりの食料システム基本計画について、基本方針との統合による推進上の問題はないのか。また、県だけの計画で農協との連携は含まれていないのか。
- ⇒（事務局）基本計画と基本方針は連動しているところもあり、統合することによる問題はない。県みどりトータルサポートチームを中心に推進する計画であり、構成員には県再生協議会（全農、中央会）も入っている。

○愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議（資料5）

- ・エコえひめ認証状況等について報告。
- ・県 GAP の国際水準引き上げに伴う変更点について説明し、承認を得た。

- ・県 GAP を取得している方が G. GAP を取得しないのはなぜか。
⇒（事務局） G. GAP は審査費用（40 万円程度）がかかるため、その費用を払って取得、維持するメリットを感じるかどうか重要だと思う。また、県 GAP は認証費用がかからないので、G. GAP への入口として認証を取得されている場合もある。
- ・GAP のメリットは何か。
⇒（事務局） 県 GAP であれば農産物に認証マークを貼付できる点がメリットと言えるが、GAP に取り組むことにより、生産に関する危険やリスクが何もないところに価値を感じてほしいと思う。

(2) その他

- ・資源循環に関心があり、そうした取り組みが大好き。竹チップを例にすると、県内では製造できる機械が3台しかないそうだが、竹チップを使いたくても機械がないため作れず、使えないことがある。必要な機械などを共有できる仕組みがあればいいと思う。
⇒（事務局） 資源循環に関しては、東予地域において下水汚泥などを活用した肥料の製造・利用拡大に取り組んでいる。

[事務局]

農林水産部農業振興局
農産園芸課 環境農業係
電話 089-912-2555（直通）
Fax 089-912-2564